大阪自彊館介護福祉士実務者研修　通信課程　学則

（事業者の名称及び所在地）

第１条　本研修は、次の事業者（以下「当法人」という。）が実施する。

社会福祉法人　大阪自彊館

大阪市西成区天下茶屋一丁目３番１７号

（目的）

第２条　介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉に関する専門的な知識・技術及び医療的ケアに関する知識・技能の習得により、質の高い介護サービスを提供できる人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

（研修事業の名称）

第３条　研修事業の名称は次のとおり（以下「本研修」という。）とする。

大阪自彊館介護福祉士実務者研修　通信課程

（研修期間・在籍年限）

第４条　本研修の修業年限は6か月以上とし、２年を超えて在籍はできないこととする。

有資格者（介護職員初任者研修修了者・訪問介護員研修２級課程修了者・訪問介護員研修１級課程修了者・介護職員基礎研修修了者）については受講期間短縮適用にて４か月以上とする。

（定員、コース数）

第５条　定員は１コース２０名とし、コース数は全１コースとする。また、通信養成を行う地域は大阪府・滋賀県・奈良県・兵庫県・和歌山県・京都府とし、面接授業（スクーリング）は以下の場所で実施する。

（１）大阪市西成区天下茶屋北2-7-5　救護施設「じきょう」（7階）

（２）大阪市西成区天下茶屋1-31-10　通所介護事業所「今宮デイサービスセンター」

（３）大阪市東淀川区1-4-49　「東淡路地域交流センター」

（養成課程及び履修方法）

第６条　本研修は通信課程とし、履修方法については通信・添削指導並びに面接授業とする。２　履修科目は別表１のとおりとし、介護に関する研修を修了している場合は修了した研修に応じて科目を免除する。課題の提出方法は、郵送とする。

（事務局窓口休業日）

第7条　原則、休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設長が認める場合には、休業日を変更することがある。

（１）年末年始　12月29日～1月3日

（２）毎週土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する日

（３）天災等やむを得ない事情により研修が行えないと当施設が認めた日

（入学時期）

第８条　入学時期は、各養成課程の開講日とする。

（受講対象者）

第9条　受講対象者は介護福祉士国家試験受験予定者であり、研修（スクーリング）の全課程に出席・受講できる満16歳以上の者とする。（母性保護のため、妊娠している者は除く。）

（入講者の選考）

第10条　前条の通りであることの確認をおこなう。

（入講手続）

第11条　入講手続きは次のとおりとする。

（１）「介護福祉士実務者研修受講申込書」もしくはホームページから必要事項を記入のうえ、または電話で、各コース期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。科目の免除を希望する者については該当資格の資格証の写しを提出すること。

（２）当法人は、申込み受付けを確認した後、契約内容確認書等の受講料支払い書類を郵送する。

（３）（２）を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。

（４）当法人は、受講料の支払いを確認した後、教材等を発送する。

（受講料）

第12条　本研修の受講料は受講決定後、当法人が定める期日までに次のとおり納入しなければならない。

（１）無資格者 90,000円（諸費用・テキスト代込。以下同じ。）

（２）介護職員初任者研修修了者 70,000円

（３）介護に関する入門的研修 87,000円

（４）生活援助従事者研修 85,000円

（５）訪問介護員３級課程修了者　　　　　87,000円

（６）訪問介護員２級課程修了者 70,000円

（７）訪問介護員１級課程修了者 40,000円

（８）介護職員基礎研修課程修了者 25,000円

（９）喀痰吸引等研修修了者 80,000円

（10）認知症介護実践者研修修了者 85,000円

２　既納の受講料は、返還しない。ただし、開講日の7日前までに所定の手続をし、全期に亘って欠席した場合は、この限りでない。

３　病気やけが、入院等受講生がやむを得ない理由により面接授業を欠席した場合は、補講を受講することによりカリキュラムの履修完了とする。ただし、補講料は1回につき5,000円とする。

４　受講生が期日までに受講料を納付しない場合、当法人は受講を取り消すことができる。

（退学）

第13条　退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

（休学）

第14条　受講生は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き1か月以上修学できない場合は、休学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。

（復学）

第15条　休学していた受講生が、休学の理由が消滅し、復学しようとする場合は復学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。

（通信学習の実施方法）

第16条　通信学習の実施方法は次のとおりとする。

(1)学習方法

受講者は当研修で提供される添削問題をテキストに沿って自己学習し、当研修の定める期日までに解答を郵送・提出しなければならない。

(2)評価の方法

提出された各レポートは60点以上を合格とする。60点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出をする。

(3)個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、任意の質問用紙で郵送・ファックス・Eメールで受付し、担当講師が回答する。

（面接授業・スクーリングの実施方法）

第17条　面接授業（スクーリング）は次の方法で実施する。

（１）面接授業は指定された日に指定の研修会場で行う。出席を確認するため、受講生は毎回出席簿に署名または押印する。

（２）授業開始後10分を超える遅参は欠席とし、別途補講を受講しなければならない。ただし、公共交通機関の延着による場合は、延着証明書の提出をもって30分以内の遅参は出席を認める。

（３）面接授業に出席するためには、当法人の定める期日までに定められた通信学習を終了していることを条件とする。

（４）面接授業の評価は、授業態度、演習課題の達成度等により総合して評価する。到達目標に達していないと認められる場合は再指導とし合格するまで指導を行うものとする。

（５）教育課程に定める面接授業の出席時間数の３分の２以上に満たない者については、当該科目の認定をすることができない。

（修了の認定）

第18条　課程修了の認定は、指定のカリキュラムを全て履修し、通信学習、面接授業

の評価の基準に達している者が修了者として認められる。

（修了証書等の交付）

第19条　第18条の定めにより、研修を修了したことを認定された者には、修了証明書を交付する。

（修了者管理の方法）

第20条　修了者は修了者名簿に記載し、厳重に保管する。

２　修了証明書を亡失・き損した場合、修了者の申し出により修了証書交付証明書を発行する。交付証明書発行手数料は1,000円とする。

（教職員の組織）

第21条　当法人に次の教職員を置く。

（１）主任教員

（２）専任教員

（３）介護過程Ⅲを担当する教員

（４）医療的ケアを担当する教員

（５）その他必要な教職員

（懲戒）

第22条　受講生が次の各号に該当する場合には、注意し、改善が見込まれない場合には、訓告、戒告、停学または退学の措置をとることができる。

（１）学習態度が著しく不良で、修了の見込みがないと認められたとき。

（２）他の受講生の学習を著しく妨げたとき。

（３）当法人の定める受講料の支払規定に反したとき。

（４）その他当法人が不適当と認めたとき。

（個人情報保護）

第23条　受講者から知り得た個人情報については、当法人の個人情報保護に対する基本方針に従い、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする。

（施行細則）

第24条　この学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

（附則）

この学則は令和6年5月1日から施行する。

（別表1）科目表　※『－』は免除科目

